

諮 問 第 6 0 2 号
環水大管発第2311296号
令和 5 年 11 月 29 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 伊藤 信太郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリ
ド (別名イソチアニル)

3-(4, 4-ジフルオロ-3, 3-ジメチル-3, 4-ジヒドロイソキノリ
ン-1-イル) キノリン (別名キノフメリン)

(別紙2)

3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド (別名イソチアニル)

3-(3, 5-ジクロロフェニル)-*N*-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド (別名イプロジオン)

S-(4-クロロベンジル)=ジエチルカルバモチオアート (別名チオベンカルブ (ベンチオカーブ))

2', 6'-ジブromo-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキシアニリド (別名チフルザミド)

1, 1-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート)

中 環 審 第 1292 号
令 和 5 年 12 月 4 日

中央環境審議会
水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき環境大臣が定める
基準の設定等について（付議）

令和5年11月29日付け諮問第602号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。